

## 第16回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成21年1月15日(木) 午後1時30分から午後4時00分まで

(2) 場 所 西庁舎 12階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 北川圭子 杉山元治 田崎由子 常松明男

羽田則男 藤田一巳 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 建設産業室主幹

道路管理課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 農林技術課副課長

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 議事

##### (ア) 審議事項

a 予定価格事後公表の試行状況の分析結果について

b 測量等委託業務の入札状況の分析結果について

##### (イ) 報告事項

a 指名競争入札の試行状況について

b 地域要件の設定について

c 県管理道路における平成20年度除雪業務の委託状況について

d その他の報告事項について

##### (ウ) 各委員の意見交換

##### (エ) その他

#### ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、ただいまから、第16回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

なお、県側出席者のうち、総務部政策監につきましては、所用がございまして、途中で退席させていただき予定でございますので、予め御了承いただきたいと存じます。

議事につきまして、美馬委員長よろしく申し上げます。

#### 【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。

時期的には少し遅くなりましたが、あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いたします。

本日の審議の進め方について、御協議いただきたいと思います。

本日は、審議事項が2件、報告事項が4件ございますが、これらにつきましては、公開で行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

それでは、御異議ないものとして公開で行いたいと思います。

まず、始めに、審議事項ア「予定価格事後公表の試行状況の分析結果について」を御説明いただきたいと思います。

#### 【入札監理課長】

(資料1により説明)

以上のおり、予定価格事後公表の試行状況について分析した結果でございます。

県といたしましては、試行状況の分析・検証を踏まえながら、監視委員会の御意見も踏まえまして、県としての方針を決めてまいりたいと考えておりますので、県の方針は、今後改めてお示しさせていただきたいと考えております。

本日は、試行状況の分析結果を基に御審議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

本日の審議事項2件でございますが、それぞれ試行状況につきましての分析結果を踏まえまして、本日委員会としても一定の意見を取りまとめたいと考えております。

まず、最初に、先ほど資料1で説明されたものについての御質問からお受けしたいと思いますが、いかがですか。

【松野委員】

質問というよりも確認なんですけれど、3のところ書かれてある文書が、我々一般人にはわかりにくいところがあるものですから、どういう風に理解したらよいか確認させていただきたいと思います。

3ページのところでは、「予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。」ということが書かれておりまして、次の4ページに抜粋が2つありまして、最後の所だけ読みますと、「地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること。」と書いてあります。普通の文書能力しか持ち合わせてないものにとっては、「適切に対応する」というのは、どういう風に理解すればよいかと考えてしまったわけですが、要するにこれは3ページの抜粋の予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行いなさいということを繰り返し確認しているだけの内容なんです。そこだけ確認したかったんですが。

【入札監理課長】

ただいまの松野委員の御意見のとおりでございます。

【松野委員】

わかりました。

【美馬委員長】

国の方の意向は、事後公表にという意向のようでございます。

ほかに御質問はありますか。

【安齋委員】

ただいまの関連ですけれど、3ページの最後の3行を見ると、「予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。」の次に、「予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。」と書いてあるんだから、事前公表を取りやめなさいとまでは指導していないんですよ。そこを確認したいんですが。

【入札監理課長】

あくまでも、「取りやめ等の対応を行うものとする。」というのを中心に言いたいということです。それで、やむを得ず事前公表を行う場合には、そのやむを得ず行う理由を公表しなさいという内容となっております。

【安齋委員】

しかしながら、各都道府県で制度設計するのだから、それについては、国は地方には関与できないですよ。命令はできませんから。

【入札監理課長】

今、安齋委員が御指摘のとおり、強制はできないものですから、あくまでもここに書いてありますとおりに要請文ということで国から要請がなされているということでございます。

【安齋委員】

元々、ほぼ2年くらい前になりますが、我々検証委員会の方で提案したんですけれど、事前公表にしろと言ったのは、漏洩するおそれがあるので、談合を絶滅させるために、やはり事前公表の方が良いだろうと。もちろん、公表する・しない、事前公表・事後公表、どちらにもメリット・デメリットがあるので、一概には言えないんですけれど、あの時の状況、談合という大きな問題があったので、我々は強く事前公表一本槍で提案して、それが県の方で受け入れられたという経過がありますが、ただ、その後の国の要請では、なるべく事前公表を取りやめるようにということのようですけれど、現実に見ると、4ページを見るとわかるんですが、事後公表だけをしている、あと事前公表と事後公表の併用というのがありますよね。併用のところに福島県のような試行を含むとあるんですが、試行を含まない県はあるんでしょうか。併用の中身をもう少

し詳しく教えてください。

【入札監理課長】

まず、試行を含まない制度としてやっているのは佐賀県でございまして、佐賀につきましては、金額で2500万以上が事後、2500万未満が事前ということになっております。本県のように試行でやっているのは、山梨と富山ということでございます。なお、北海道につきましては、本県と同じように試行ということだったんですが、今年の12月1日以降、すべて事後に変えてございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

試行という形ではない併用はあるということのようでございます。それについては、非常に少なくなってきたということは言えるかと思えます。

ほかに御質問はいかがですか。

(特になし)

それでは、この分析結果を踏まえまして、1つは試行をやめて本格的に事後公表にいくのか、あるいはもう1度試行を続けるのか、選択肢としてはそのようなものがあるのかなという気はいたします。本日、ここで分析結果を踏まえまして、意見を取りまとめることができればと考えております。

【安齋委員】

3月に県の方で案を出すと言うんですが、それからではないんですか。

【美馬委員長】

今回、一応分析結果が出ましたので、今回の委員会で一応の委員会の意見を取りまとめたいと。

【安齋委員】

最終結論ではないんですね。

【美馬委員長】

はい。

【安齋委員】

そうであれば、もう1つ質問があるんですが、事前公表、事後公表の問題に関しましては、この前の業界の意見聴取でも出てきましたように、どうやら積算をせずに入札に参加している業者が多いと。それを防ぐには事後公表が良いんじゃないかというのが業界の意見だと思うんですが、検証委員会で当初制度設計をした段階では、事前公表にする代わりに、漏洩があった時には、業者にも県の職員にもそれぞれペナルティを掛けますよと。それと宮城県の制度設計を見習いまして、オープンブック方式というのを入れてやれば大体カバーできるのではないかということをやったんですが、どうもその後の状況を見ますと、くじ引きがあたりということで、予想外の問題が出てきたと。そういう意味では、事後公表もやむを得ないのかなという気にはなっているんですが、私個人としては、事前公表の良い面もありますので、例えば併用方式を入れて、地域要件で言えばオール福島、あるいはオールジャパンの場合には、事前公表でも良いんじゃないかと思っているんですが、その辺についても皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

【美馬委員長】

今の安齋委員の意見は、オールジャパンのような大きいものについては、事前公表を残しておいた方が良いのではないかという意見かと思えます。

皆さん、意見はいかがでしょう。

たぶん、それは、金額的などところで基準をつくるということになるでしょうね。

【安齋委員】

資料4の2ページを見るとわかるかと思うんですが、この表で見ると、一般土木では1億以上がオール福島になりますので、この場合には事前公表でも良いかなという1つの金額だと思えます。

というのは、両方の制度を残すと、役人というのは基準がないと運用が難しいと言うんですよね。

【美馬委員長】

それはそうですね。

あと問題になりますのは、資料1の1ページに出ておりますように、事前公表にはこういう問題がある。そして2のところでは試行結果につきましては、危惧されたデメリットというのは、あまり今回の試行結果では出てこなかったということから見ますと、実際に併用しなくても事後公表だけで特段の問題はないのではないかという点については、どうですか。

**【安齋委員】**

事前公表を望むのは小さい企業、B・Cの企業、積算能力が弱いのでパーセンテージを読んで入札に応じることができるというのが実態のようなので、オール福島とオールジャパンの場合は事前公表で良いのかなと思ってます。

**【美馬委員長】**

きちんと積算できる者で競争させる場合については、事前公表で良いのではないかという意見のようでございます。

ほかの皆さんの意見はどうですか。

**【松野委員】**

両方式併用ということで、試行でございますけれども、管理されます県御当局としては、大変な事務量になって大変だったろうなとは思いますが、ただ、対象工事が平成20年4月から11月までの契約分ということで、ほとんど1年間ではないですが、このくらいの期間を見れば大体1年間網羅できると思うんですが、気になるのは、12月から3月までの契約分も見てみたい。やはり1回だけ試行して見て、こういう風になりましたので、問題ありませんから事後公表で行きましょうというのは、ちょっとこういう複雑な時代でございますので、拙速すぎる気がするんですね。ですから、1年が長ければ半年くらい第2の試行期間を設けて若干見てみて、その上で何ら問題ないということが委員の皆様合意の基で認識されるのであれば、事後公表に踏み切っても良いという結論は出せるんだと思うんですが、1回だけの試行で、さてどうしようというのは拙速すぎる感じがいたします。

**【美馬委員長】**

今の松野委員の意見はまだ試行のデータが少ないのではないかと。もう少し試行を続けて、その結果、判断した方が良いのではないかとということでございます。

事務局に聞きたいんですが、国の入札については、完全に事後公表に統一されているんですか。

**【入札監理課長】**

そうです。すべて事後です。

**【美馬委員長】**

そういうことですね。だから、地方への要望として、国に併せて事後公表でどうだろうという要請がきているということですね。国と地方が異なる入札制度の方がよいのではないかと。意向が国からの要請というところでいろいろなものが出てきているということでございます。あまり私が意見を言ってもいけませんので、皆さん、いかがですかね。

**【岩渕委員】**

ここに分析結果が載っているんですが、これについては、よくわからないというのが私の印象で、果たしてこれで事後公表が良いんですよというのは、本当にそうかなということで、もうひとつピンとこないというのが本当のところ。例えば、不正行為の発生というところで、発生していないと断言しているけれど、本当に発生していないのか。発生しているということが認定できないというような話なんで、わからないんだと思うんです。あとは、落札率で85%のところ集中してますよと書いてあるけれども、それだって12、3%の問題で、ここに集中していると言い切れるんですかというのは、私自身は見えていて疑問に思っているところもあります。したがって、私も松野さんと同じように、もうちょっと様子を見たら良いのではないかと考えてます。

**【美馬委員長】**

岩渕委員もまだ時期尚早ではないか。もう少し試行期間を延ばして状況を分析する必要があるのではないかと。意見でございます。ほかに皆さん意見はありませんか。

事後公表で行くべきだという意見はありませんか。

皆さんの今の意見は、少なくとも今すぐに事後公表一本で行こうという意見は出ておりません。少なくとももうしばらくは試行を続けるのか、あるいは事前公表という制度を残すべきではないかという意見でございます。

皆さん、いかがですか。

**【安齋委員】**

事務局に確認します。

手元に持ってきていなかったんですが、去年2月提案したときは、たしか、試行は1年間について認めると言っていたんですね。そこを確認したいんですが。

**【入札監理課長】**

指名の試行に際しまして、監視委員会から意見書をいただいております、その中では1年に限り試行ですよという意見書になっております。そういう意味では、指名の試行に関しての条件だと受け取っております。

**【美馬委員長】**

予定価格の事後公表に関しての特段の条件はないということですね。

それでは、皆さん大多数は、試行を止めて、事後公表一本で行けという意見はありませんので、少なくとも、あと半年以上は、試行を続けると。そして、その結果を踏まえて、最終的な結論を得ようという取りまとめでよろしゅうございますかね。

それでは、少なくとも今後半年間については、試行を続けて、半年経った時にもう1度試行状況の分析結果を出していただいて、この委員会としての意見を取りまとめるというようにしたいと思います。それでよろしゅうございますね。

**【安齋委員】**

3月じゃなくて

**【美馬委員長】**

3月じゃなくて、大体これで決めていきたいと思います。

よろしゅうございますね。

それでは、2番目の案件でございます。御説明いただきたいと思います。

**【入札監理課長】**

今の資料1の件なんですけれど、県の考えは、先ほど申し上げましたように、今後お示ししたいと考えていたわけですが、県の考えとしては、今年度試行ということでやって、今年度中にその試行結果を分析検証して、例えば、新年度から今後どうしていくのかというのを決めていきたいと考えていたわけでございます。したがって、県としましては、今年度中に試行状況の分析検証を踏まえた、今後の方向性を出していきたいと考えておりますので、その点御説明させていただきたいと思います。

**【美馬委員長】**

県の意向としては、今年の3月までに一定の方向は決めたいと。そういう中で、この委員会でも一定の意見の方向性を出していただければということかなという気はしますけれど、県の意向を踏まえまして、どうですか。先ほど少なくとも半年以上は試行を続けたら良いんじゃないかという意見があったんですが、県の意向を踏まえて、いかがですか。

**【入札監理課長】**

次回以降もございますので、引き続き、継続して御審議いただきたいということでよろしいでしょうか。

**【美馬委員長】**

また、県の意向が固まった段階で委員会に掛けたいということですか。これを継続審議にするという感じではないんですけれど。それはどういう意味ですか。新たな提案をしたいという意向ですか。

**【総務部政策監】**

まだ件数が十分でない、もう少し見てみたいという委員会からのお話がありましたけれど、

議会関係、事業者さんからも早い結論という一方での要請もございますし、県といたしましても、このまま試行を続けていくことに対する事務の負担ということもございますので、できましたら、新年度早々から、新たな方式でやっていければと、事務サイドでは考えているところでございます。今年度2回ほどの委員会の審議もございますので、また、11月まででかなりの試行件数の結果はまとまっております、これから冬場にかけては試行件数がそれほど積み重なるということではございませんので、試行結果自体は、今回お示しした結果で御判断いただけるものではないかと考えておりますので、できましたら、次回以降に県としての案を当委員会にお示しして、再度議論いただければと考えております。

**【美馬委員長】**

それは可能だと思います。新しく提案があった時に、それをもう1度この委員会で審議するというのは、それで結構だと思います。

それでは、委員会の今日の案では、まだ試行した方が良いのではないかという意見が多かったと。ただし、次回以降、県から新しい提案があればこの委員会で審議をしますという取りまとめでよろしゅうございますかね。

(異議なし)

それでは、そういう形にしたいと思います。

2番目の審議事項についても基本的な方向性については、第1番目の議題と同じでございます。それでは、「測量等委託業務の入札状況の分析結果について」説明願います。

**【入札監理課長】**

(資料2により説明)

これにつきましても、先ほどの予定価格事後公表と同じように、試行状況の分析・検証、当監視委員会の御意見等を踏まえながら、今後、県としての方針を決めてまいりたいと考えております。

本日は、試行状況の分析結果を基に御審議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【美馬委員長】**

先ほどの議題と同じように、事務当局はこの委員会にどのような風なことを期待しているんですか。そこをまず聞いておきたいんですが。今回に結論を出してほしいのか。その辺についてはいかがですか。

**【入札監理課長】**

現在、課題となっておりますのが、やはり低入札の案件が増えているので、最低制限価格を設けるべきではないかという要望を受けておりますので、それが一番の課題となっておりますと考えております。したがって、それを中心に御審議していただきたいと考えております。今日御審議いただきまして、監視委員会としての一定の方向を出していただければと思います。

**【美馬委員長】**

意向としては、そのようなことでございます。この案件につきましては、2点主要な論点があるかと思っております。1つは従来の指名競争入札から条件付一般競争入札に一部を試行するという問題が1つでございます。もう1つはこれと連動させながら最低制限価格を設定することについての妥当性を見ていくということかと思っております。そして、1ページにございすように、一般競争入札を導入した場合のいろいろな試行結果が出ておりますが、それは、平均落札率についても条件付一般競争入札は低くなる。そして、落札率が50%未満のケースが半分以上占めてしまうという、こういう問題点が指摘できるかと思っております。あと、2ページ以降については、最低制限価格を設ける際のいろいろな問題点が指摘されております。まず、最初に今の説明についての御質問をお受けしたいと思っております。

**【羽田委員】**

まず、1つは、2ページの4に、「発注機関は、低入札案件における成果品」云々とあるんですが、低入札案件というのは、入札率何%ということをやっているのか、それをお聞きしたいということです。

それから、4で、職員のことなんでしょうけれど、業務量が増加しているということですけど、具体的に現場段階で職員の方から意見があるのかどうか、あるとすれば、公表できるのかど

うかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、最終的に入札のパーセントは別にして、事業を終えるわけですけど、低入札のために完成品の検査の段階で重大な問題点があった案件があるのかどうか、あったとすれば、どう指導しているのか。それら3点についてお聞きしたいと思います。

【美馬委員長】

それでは、以上の3点について、お答え願います。

【入札監理課長】

まず、最後の重大な問題があったのかについては、現時点では、今年度発生しておりません。あと1番目の基準はどうなのかということにつきましては、これは発注機関においてそれぞれ判断しているということで、特段何%未満ということは決めていないと。発注機関の判断で案件によって重点監督体制をとっているということでもあります。あと、業務量の話でございますが、土木部から業務量が増えているという報告を受けております。

【美馬委員長】

低入札案件がどこからどこまでかがわからないで、業務量が増えるとか増えないとか言えないんじゃないんですか。

発注機関によって違うのはわかります。違うことはわかっても、一定の基準があって、これ以下だったら低入札案件として、監督しなくてはならない、そういうものは必要な気がするんですが、現場のレベルではどうですか。

【入札監理課長】

例えば、いわき建設事務所では、40%という風に事務所内で決めてやっている。それを下回ったものについては、重点監督体制を執っているということでございます。

【美馬委員長】

それぞれの発注機関で一応は決めていているということのようです。

羽田さん、よろしゅうございますかね。

県で統一的な基準はなくて、発注機関ごとに一定の基準を決めているというのが回答だったと思います。

【安齋委員】

今まで事務局に聞いたときも、ここの運用ができないと言うから、一律に決めてくださいと何度か回答を受けてますよね。それからすると、低入札案件と言っているのであれば、定義があるんじゃないんですか。定義がなくて、バラバラ走って行ったら收拾つかないでしょ。もしないんのであれば、40%とか50%というのを決めて示していただかないと我々判断つかないですよ。発注機関でバラバラでわかりませんと言うんでは回答にならないんじゃないんですか。

【杉山委員】

5の「他県の状況」の(2)で、「低価格入札の急増により、技術力のある優良企業が存続できなくなる」というのは、入札した時に優良企業は高いということですか。高くて落札できていないということですか。優良でないところが低価格で入札するために、技術力のある優良企業は維持できなくなるというそういう意味ですか。

【入札監理課長】

その記載は、他県調査をしたほかの県が、最低制限価格を設けた理由を調べたものでございまして、そういうことから、なぜこのような理由だったのかは詳しくはわかりませんが、一般的な話として、個々の案件については、低入札で取れたとしても、長期的にはそういうのは続かないというのは、我々が調査に行った時もそういうような回答を得ておりますが、一般的に技術力のある優良企業というのは、例えば、若い技術者を雇用して一人前にするには時間が掛かって、研修費用とかそういう費用も掛かるということで、そういう意味で、そういうような優良企業であれば、若い技術者の育成などに費用が掛かるので、例えば、家族経営で、技術者を雇わないようなところと比べると、そういうところがかなり厳しくなるのではないかという趣旨だと推測しております。

【杉山委員】

工事そのものの入札価格と研修するための費用というのは別の考えじゃないんですか。例えば、技術を養成するために最低制限価格を上げるというのであれば、それは別の考え方じゃないかと

思うんですけど。

**【入札監理課長】**

例えば、低い入札ですと、雇用の経費とか研修の経費とか、そういう分が入ってないで、みれなくなりますよというようなことではないかなと。必要な経費もみれなくなってしまうというようなことだろうと考えております。

**【美馬委員長】**

多分、私が思うのには、担当者だけの問題ではなくて、企業がビジネスとして存続するためには、そういう長期的な経費も含めていかなければ、企業の存続があやういと。そういうことをこういう表現にしたのだらうという気はいたします。

先ほどの低入札をどこに設定しているのかという問題については、事務局どうですか。

それぞれの発注機関ということでは不十分ではないかと。県全体としての一定の標準がないと困るのではないんですかという質問だと思うんですが。

**【入札監理課主幹】**

先ほどいわき建設事務所の事例で、おおむね40%を切った低入札の場合には、特に重点監督をしているということを申し上げたわけですが、委託の場合の重点監督と申しますと、工事のように現場に行き、出来上がるものをチェックしていくというようなチェックではなくて、形になかなか見えないというものでございまして、その都度チェックの回数を増やすとか、あとどこまで出来たのかとか、特に土木設計の場合ですと、構造計算とか、そういうものが資料となってくるわけですが、やはりチェックの回数と基本的な条件のチェックをより厳しくするというような重点監督になるんです。特に現場に出かけてどうのこうのということではなくて、電話等も含めて出来形がどこまでやったのか、間違いなくやられているのかというのを確認する度合いを増やすという。特に注目して、ほかの委託と同じように進捗できるようなチェックをするというのが、特に工事と違ったチェックの仕方になります。落札率が低かろうが高かろうが出来てくる目的物は同じで出させないといけないという使命がございまして、それをつくるためにチェック体制を増やすというのが、現在の業務量の増で、そのチェックも担当だけではなくて、課長とか部長も入れた形でその都度チェックをしていくというようなチェックのやり方でございまして、いわきでは40というのを目安にしておるんですが、ほかの事務所については、具体的な数字は決めていませんが、常に委託に関しては、通常の場合ですと協議費用というのを認めておりまして、通常ですと最初と中間打ち合わせ3、4回と一番最後の成果品の納入時期、大体4、5回くらいが通常になっているんですが、そういうことよりも、回数を増やすというやり方でございまして、やり方そのものは、低入札だから特にやるというのは回数だけの部分でございまして、その辺御理解いただきたいと思っております。

**【美馬委員長】**

今の質問は、低入札の基準を決めているのかどうかという問題でして、今の御回答の大多数は、その低入札の場合の業務量がどうなるんですかというものだったような気がします。今、問題になっておりますのは、標準の低入札の定義を決めなくて良いんですかという質問です。

**【入札監理課長】**

さらにこの件につきましては、土木部に確認いたしまして、次回以降報告させていただきたいと考えております。

**【美馬委員長】**

羽田さん、よろしゅうございますか。

**【羽田委員】**

はい。

**【美馬委員長】**

ちょっと不満ではありますが、そういうところのようであります。

業務量については、今ほど説明がありましたように、普通の土木とは違って、現場に行くとはいよりは、設計上の検査をするという業務量が増えるというようなことのごとでございまして。

**【安齋委員】**

関連なんですけれど、建設関係団体からの聴き取りの時に、土木建築調査設計団体協議会から説明を受けたんですが、その時の私の記憶では、低入札をしているのは、個人でやっているよう



な設計屋さんや測量屋さん。結局家族だけが従業員ですよ、本人と奥さんと子どもさんとかいう形なので、管理費用が掛からないと。そういう意味で、20%や30%の入札をしていると。大きな測量会社とか設計会社の場合には、いろんな管理費用が掛かっているの、そこまでは応じきれないという意味で、かなりダンピングが入って困っているという御説明は聴いたので、その辺が問題だということなんですよ。だから、業界としては、最低制限価格を導入してくださいという要望があったかと思います。

【美馬委員長】

聴き取り調査の時の業界からの意向はそういうことだろうということですね。

ほかに質問はありますか。

【安齋委員】

質問ではないんですが、そういう論調でくると、私とか岩淵委員の業界とも絡むんですけど、個人はダメで大きな会社は良いのかということになりますので、必ずしも個人がダメで、大きな団体が良いとは言いきれないですよ。例えば、弁護士で弁護士法人だから適正で個人の事務所はダメだとは言いきれませんものね。その辺は一概には判断できないとだけは言っておきます。

【美馬委員長】

ほかに質問は。

【岩淵委員】

最低制限価格制度を導入しなかったのは、なかなか最低制限価格を設定することは困難であるということが理由に挙がっていたんですが、実際導入する場合には、どういう形で設定するのか。他県はどのような形で設定しているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

【入札監理課長】

これにつきましては、予定価格は、委託の場合は、ほぼ人件費が中心で積算しているわけでございまして、そのほか諸経費ということになりますので、それを基準に、例えば諸経費何%とか、そういう形で設定しているのが、ほかの県の例でございます。

【美馬委員長】

予定価格の決め方はそういうことでございます。多分、最低制限価格は、それに%を掛けてという形になる。

ほかに御質問いかがですか。

【常松委員】

3の「低入札案件に関する調査結果」のところですけども、「福島県発注業務の受注実績が無い(少ない)ため、受注実績が欲しくて低い金額で入札した」とあります。それと5の(2)の一番下のところが関係してくるわけなんですけど、こういう他県からの低価格の入札があるということになると、福島県の優良企業が存続できなくなる危機も出てくるだろうと考えられるわけですけど、今回の調査結果によって、具体的に他県の企業がどの程度落札しているのか、件数若しくは金額どちらでも良いんですが、データがあればお示しいただければと思います。

【美馬委員長】

どうですかね。他県の企業の入札というのは。

【入札監理課長】

次回以降、提示させていただきたいと思います。

【美馬委員長】

ないということですので、次回以降ということで。

資料は全部は出てきてないんですけど、大雑把な意見交換はしてみたいと思います。

この案件、1つは、指名競争入札から条件付一般競争入札の試行をどう評価して、今後はどういう方向が望ましいのか。これが1点目でございます。もう1つの重要な案件は、測量等の委託業務に最低制限価格を設けることについての妥当性についてです。この2点について、皆さんの意見を伺いたいと思います。

【松野委員】

委員長から大雑把な意見で良いとお話があったものですから、大雑把な意見を話させていただきます。まず、(1)の条件付一般入札の件でございますが、これは資料1の時と同じような理由で、もう少し試行をしてみたらいかかと思っております。それから(2)の最低制限価格を設けるべ

きか否かという件については、ザックリした意見で恐縮なんですけど、これは設けるべきかと思っ  
てます。と言いますのは、2ページの3「低入札案件に関する調査結果」。これは、本音で業者  
の方々おっしゃっていただいたんだと思うんですが、これを読みますと、落札した業者の方も全  
然喜んでいないということが、伝わってまいります。以前、IT関連だったと思うんですけど  
も、1円入札なんていう馬鹿げたことがありました。御記憶の方も多と思うんですけど、こ  
んなことが商売の世界で長続きするはずがないんですよ。ということで、商売の話になりました  
ので、あえて言わせていただきますと、お正月の番組で、私、松下幸之助さんが大好きなも  
のですから、特番がございまして、大体見ていたんですけど、松下幸之助さんがおっしゃるのは  
「適正価格」、これに尽きるわけでございます。すべて物事には、「適正価格」というのがあるわ  
けでございますから、入札案件においても、1円というのは絶対にあり得ませんし、無限大の金  
額というのもあり得ませんけれども、やはり、常識的な「適正価格」というものは必ずあるんだ  
と思います。こういった低入札のケースが出てくるということは、やはり世の中がおかしくなっ  
てきているということで、常識的に県の御当局の方で適正な最低制限価格というものは設けて、  
三方良しの形をつくっていただくことが大切だと思います。要するに発注側の県御当局、  
それと受注者側の業者、企業の方、それと県民もですよ。なぜかという、企業がつぶれて良  
いところはひとつもないわけですから、企業が存続できるということは、県税もあがりますし、  
県民も働くところがあるということですから、県民も当然その恩恵に与れるわけで、その「適正  
価格」というものを破るところに、すべて世の中おかしくなる原因があるわけですので、最低制  
限価格というものは設けるべきだというのが私の意見です。すべて安ければ良い、低ければ良い  
というものではないと思っております。

**【美馬委員長】**

どうもありがとうございました。

入札方式については、もう少し試行を続けた方が良いのではないかと。最低制限価格については、  
やはり設けた方が良いのではないかと。本来でしたら、入札する方で適正価格をきちっと守って入  
札してくれば良いんですが、今は業界が秩序がない、無秩序な状況で形振り構わず入札する、  
そういう状況が生まれているということをお前提にすれば、やはり発注者側の方で一定の適正価格  
を設定した方が良いのではないかとというのが、松野さんの意見だと理解しております。

ほかの皆さん、いかがですか。

**【安齋委員】**

検証委員会の時に、測量設計に関して最低制限価格を提唱しなかった理由は、あの頃は、他県  
でやっているところがなかったことと、一般土木や建築の場合ですと購入品が多いんですよ。  
例えば50%とか60%とかありますので、そうすると最低制限価格の計算が標準でできますが、  
測量設計については、人件費なんですよ。だから単純に出しきれない。かといって、最低賃金  
で積み上げてこれが最低制限価格というのとも言えないということで、もう少しデータがそろうの  
を待とうということで、あの時、検証委員会としては、測量設計に関して最低制限価格を提案し  
ませんでした。ただ、今回の資料を見てびっくりしたのは、2ページの他県の状況で、最低制限  
価格を導入している県が、この2年間の間に20県くらい増えたということで、やっぱり、世の  
中進んで来たんだなと。そういう意味では、検証委員会のあとがきの方に書いてありますけれど、  
不断の努力をして制度設計を見直してくださいというのを一文入れてあるんですけど、そうい  
う意味では、見直す時期に来たのかなということで、私としては、最低制限価格を設けても良い  
かなと思っております。

**【美馬委員長】**

似たような意見でございまして、条件付一般競争入札を試行した結果として、最低制限価格は  
設けても良いのではないかとという意見でございます。

ほかにありますか。

**【北川委員】**

私も最低制限価格は設けた方が良いと思います。10月の聴き取り調査においても、非常に苦  
しい状況を訴えていかれて、まだ、耳に残っているんですけど、言ってみれば、弱者を救うと  
いうことに繋がれば、設定すべきかと思えます。

**【美馬委員長】**

ありがとうございます。

今の三人の意見は、最低制限価格は設けた方が良いんじゃないかという意見です。

北川さん、条件付一般競争入札の試行については、いかがですかね。

【北川委員】

松野委員と同じで、もう少し見てみたい気がします。

【美馬委員長】

もう少し、一般競争入札の方法は試行する方向で続けた方が良いんじゃないかということです。

ほかに、委員の皆さんどうですか。

今、出てきている意見は、入札方式については、今の試行をもう少し続けた方が良いのではないか。最低制限価格については、設定した方が良いのではないかという意見が多かったように思います。

まだ、想定した資料が不十分という面はありますけれど、今日のところでの資料分析の結果とすれば、入札方式については、現在の方式をさらに試行を続けると。最低制限価格については、設ける方向の意見が多いということでございます。

そういう取りまとめでよろしゅうございますか。

(異議なし)

不備な資料については、次回以降に提出されたものを踏まえて、結論を出したいと思います。

今日のところの意見の集約は以上でございます。

まだ、最終結論は次回以降に出るということで、まとめさせていただきます。

それでは、審議事項を終わります、報告事項でございます。

「指名競争入札の試行状況について」でございます。この案件につきましては、次回以降におきまして、指名競争入札をどうするかという、事前の準備といえますか、その資料の説明でございます。それでは、事務局よろしくお願ひします。

【入札監理課長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

指名競争入札を試行するといった時の当初の目的、あるいは危惧された問題等につきましての大雑把な資料でございます。今回は、それぞれの目的、あるいはデメリットとして想定されたものはどうなったのか。こういうことについてのきちんとした分析結果が示される予定でございます。そして、それを踏まえて、この委員会では指名競争入札の試行制度について、一定の意見を取りまとめたいと考えております。今日のこの試行状況の資料について、何か質問があればお願ひします。

【安齋委員】

1つは、工事件数が180件ですよ。あの時は300件やるということでしたから、実行率が低いんじゃないかと。残りの120件はこれからできますか。

【入札監理課長】

今年度、指名をするに当たって、土木部におきましては、例えば、地域生活に密着した工事とか、比較的早くやる必要がある工事という基準を作って始まりました。その結果、なかなか該当するものが少なかったということで、このような件数になっておりますが、これまでの例を見ましても、年度末になって少額な工事が増えてきますので、今の時点で、あと何件やるということにははっきり申し上げられないですけど、数は増えてくるものと思っております。

【安齋委員】

120件やれるということですね。

【入札監理課長】

現時点でははっきり申し上げられません。

【美馬委員長】

該当する条件というものがあると。そうすると11月までは180件。想定は300ですので、届くかどうかは微妙ですね。状況とすれば、そういう状況だということです。

【安齋委員】

180件の試行の分析結果だけの判断ですけれども、あの時危惧したことはなくなったかなど。つまり、条件付一般競争入札の平均落札率82.70%で、指名は87.46%、4.76%上がったということであれば、結果としては、競争は確保されているのかなという気はしますね。

【美馬委員長】

ほかにありませんか。

【北川委員】

入札手続期間なんですけど、想定していたのが14日で、実際の平均が31日と倍以上になっているんですけど、その理由と一番長いのは何日になるのかお伺いしたいんですけど。

【入札監理課長】

例えば建設事務所で工事をやるということで「起工」するんですけど、まず、基準を作って、それに合致した業者を例えば9者ということで案をつくって、審査会というのにかけるんですけど、それは、出納局とか各地方振興局の出納室とかが所管しているんですけど、その審査会にあげるまでに平均11日ということで、当初想定していた時よりも時間が掛かってしまったということで、審査会の開催日が、例えば1週間の木曜日と決めていたりすることがありますので、そういうことで実際上延びているのかなど分析しております。あと、最長は何日かということでございますが、「起工」から契約締結まで50日というものがございます。

【美馬委員長】

そうしますと、想定した日数よりは、実際期間が長くなる。事務手続量も想定されたほど削減されなかったということになるんですかね。日数との関係からいうと、手続的にも事務量としてもそれほど削減効果はなかったということになりますか。

【入札監理課長】

そもそも、なぜ指名を試行しようとなった1つの原因といたしまして、一般競争入札ですと公告しますので、1か月以上掛かるということで、早く工事が始まらないという苦情がありまして、指名をやってみましょうということになったわけでございますが、平均でございますが、実際はこれだけの日数が掛かっているということでございます。

【美馬委員長】

もう1つの当局の事務作業量というのはどうですか。

【入札監理課長】

土木部の話を聞きますと、指名業者を9者なり10者選ぶ際の基準を定める時に、1つの基準を決めただけでは何十者とありますので、さらに基準を作って絞り込んでいくというところがなかなか事務所の中でも苦労されているという報告は受けております。

【美馬委員長】

当初想定されたメリットはあまりなかったということのようでございますね。

ほかに御質問いかがですか。

【田崎委員】

今のことなんですけれども、指名基準の案を作ったり、審査会にあげるということがありましたが、例えば、1回の入札で契約するのは1者ですよ。それ以外の会社は契約はできなかったとなると、次の入札の案件があった時に、以前入札に参加した方も同じ指名基準の中に入ってくるわけですか。1回参加した方で契約が取れなかった方というのは、次の入札に参加できるのかどうかということなんですけど。

【入札監理課長】

そういう場合、次の指名の時に、いくつか基準を設けて、そこに合致して9者なり10者なりの中に入れば、それは当然参加できます。その工事の案件ごとに基準を定めて該当するかどうかで選定しますので、参加は可能です。

【美馬委員長】

要するに、毎回条件を決めて、その条件に合致すれば、前回取れなかったということはまったく関係ない。条件に合えば、指名に入る可能性はあるということですね。

ほかに御質問いかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

次回以降におきまして、これにつきましての意見集約をしたいと思えます。

それでは、次の報告事項「地域要件の設定について」でございます。説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料4により説明)

**【美馬委員長】**

安齋さんが要求した資料ですけれども、よろしゅうございますか。

**【安齋委員】**

要求した私から説明させていただきます。まず、経過を説明しなければならないんですが、今までの委員会でも何度か申し上げたと思うんですが、平成18年の時の検証委員会の報告書の「おわりに」というところで、「本検証委員会は、入札談合を防止するため、本県にとって最善と思われる諸制度を提案したので、県におかれては、この報告書を真摯に受け止め、改革案については速やかに着手し、佐藤雄平知事を先頭に全職員が一丸となって、県民の信頼回復に努められることを切に希望する。」と。それからなんですが、「また、諸制度の運用に当たっては、不断の見直しを行い、社会情勢に合った制度となるよう改善に努める」という文書を入れております。そして、前回申し上げたように、去年の2月に指名競争入札の試行というのが、議会当局その他から要求がありまして、やったわけですが、そして1年限りということでこの委員会ものんだわけですが、このままいきますと、試行期間を止めて指名競争入札を復活するかしないかの議論だけになってしまうと、それではおかしいではないか。その前に見直すべきところがあるんじゃないかということで、例えば、地域要件を見直したらいかがですかと。前回も言いましたように、平成18年の検証委員会の時にいろいろデータを集めた時は、一番先頭を切って改革した宮城県、この宮城県に関しては、制度改革をした次の年に地域要件を早速見直しております。というのは、ブロック分けをもっと細かくしまして、業界の要望をのんでやっているという実例がございます。各県によって地域の特長性がありますので、一概には言えませんが、地域要件について見直しているという状況がございます。あと、もう1つ、検証委員会で提案した時の本県の入札制度のシンボルとなっているのが指名競争入札を全然認めないで、一般競争入札を全面的に導入していると。もちろん災害復旧に関しては、やむを得ないということで随意契約を認めている経過がありますけれど、原則として条件付一般競争入札としているというのが大前提でございまして、福島県の入札制度の根幹というか、シンボルになっております。私個人的には、前にも言いましたように、あの時、私は指名競争入札を残すべきではないかということで論陣を張ったんですが、最終的には5対1で負けましたので、提案としては、条件付一般競争入札を全面的に受け入れるという方向になったわけです。案の定、私が危惧したとおり、その後問題が出たんで、業界あるいは議員の先生から指名をやったら良いんじゃないかという意見が出たんで、試行はしたんです。それともう1つ福島県のシンボルとなっているのが、入札参加資格者を50者と決めたことです。これは、あの時、私は30者でも良いんじゃないかという平均的なところを提案したんですけれど、最終的には一番厳しい長野県を参考にしまして、おおむね50者でやろうと。もちろん少なくとも40者というのは入ってますけれど、その50者もシンボルなんです。そういう意味では、私の個人的な意見とすれば、福島県のシンボルとなっているものは、我々監視委員会としても守るべきであろうと。制度を作って2年足らずの間に方向転換するのはいかがなものかと。そういう意味で、根幹の部分は直すべきではないかという考えを持っております。その代わり、地域の実情に応じた地域要件はそろそろ見直しても良い時期ではないかと思っておりますので、前回地域要件のデータを集めてくださいということを申しましたが、いきなり言ったものですから、要望したデータがそろわないということで、とりあえず、今回そろった資料で説明するという事になっておりますので、いずれにしても流れはそういう方向でございまして、そういうことを踏まえた上で、皆さんの審議をお願いしたいと思います。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

地域要件の設定については、福島県の場合には小さなブロックに分けている。そして、もう1つ、参加資格者を50者と、全国でも一番厳しい競争をさせるというところに特徴があると。そして、3のところを見ますと、地域要件が活かされてそれぞれの管内での受注状況は非常に高くなっていると。そういう意味では地域要件が効いてきているというような資料でございまして、今

後、いろいろところで重要な案件になるかと思えます。

よろしゅうございますね。

(特になし)

それでは、3番目の報告事項です。「県管理道路における平成20年度除雪業務の委託状況について」です。報告願います。

**【道路管理課主幹兼副課長】**

(資料5により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

これは、松野さんから御指摘があった案件ですね。

資料について、何か意見はございますか。

よろしゅうございますか。

**【松野委員】**

詳細な資料ありがとうございました。

**【美馬委員長】**

皆さん、よろしゅうございますか。

**【安齋委員】**

説明の中で建設会社と一括りになってますけれど、機械を持っているのは土木なんです。建築会社はブルとかは持ってないんです。だから、建築を専門に行っている会社ではできないんです。土木を専門にやっている業者か、土木と建築をやっている業者しか、こういう除雪機械を持っていないと。そういう意味では説明が足りないのかなという気がします。それと、入札が不調になっているということですけど、雪が降るかどうかがわからないということで、単純に言えば待機手当をどこまで認めるかなんです。それをやれば大体カバーされるんです。

**【道路管理課主幹兼副課長】**

待機手当というのもあるんですけど、機械保有維持というのが一番大きいと思うんです。不調となった理由で8件と一番多いように、中通り、浜通りは県有機械がないものですから、民間から機械を借り上げるという中で、機械を持っていると税金もかかってくる、保守点検、整備の費用も掛かってくるということで、民間会社さんでは手放してリースで対応している面があるので、そういう部分で大変になってます。

**【安齋委員】**

承知しております。

それと、4の一番最後に出てますけれど、これが大変なんだそうです。結局、夜中の1時2時に、その日の雪の状況を見て、出勤するかどうか業者としては決めると。そうすると寝られないそうなんです。ここには3時と書いてありますが、2時頃から除雪をやって7時には終わらなければならない。通学のバスに間に合わせるために7時にはどうしても終わらなければならないという意味で、非常にきついんだそうです。そういう意味で、待機手当とかいろいろな形で見てもらわないと、それはやれないと。それじゃあ、今まではどうしてやったかという、昔は御存知のとおり指名競争入札の時代でしたので、それをやれば指名ももらえるだろうというお互いの期待があるんですね。発注側は指名があるんだから厳しくても応じてくれるのではないかという気持ちがあったんですが、今はそういう時代じゃなくなって、厳しくなったので、結局こういう形で不調の事例が増えてきちゃったんですね。そういう意味でございまして、質問ではございませんけれども、関連して説明しました。

**【美馬委員長】**

それでは、この案件を終わらしまして、4番目の報告「その他の報告事項」について説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料6により説明)

**【美馬委員長】**

不祥事の案件の報告事項でございまして。

よろしゅうございますか。

**【安齋委員】**

ちょっと我々としては、信じられない事例なんですよ。

自分で指名の条件を決めて、その条件に合っているかどうかをチェックしなかったということでしょう。この発注機関では、上位の方は誰もチェックしなかったということですかね。その辺を確認したいんですけど。

**【入札監理課長】**

そういうことになります。

**【安齋委員】**

要するにお粗末ということですね。

**【美馬委員長】**

こういうことが二度と起こらないようにチェック体制をきちんとしていただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、続きまして同じような案件です。報告願います。

**【入札監理課長】**

(資料7により説明)

**【美馬委員長】**

これも、発注者側のミスが重要な要素になっているという案件でございます。

**【安齋委員】**

質問があるんですけど、前の資料では具体的な業者名が書いてあるんですが、こちらの資料に書いてないのは個人情報保護法か何かに触れるということですか。

それから、今の説明で担当者が隣接三管内と誤認したので間違っただということなんですが、上の役職者は誰もチェックしなかったということですね。検証委員会では、あの時に発注機関をあえて土木から外したんですよ。揉めましたけれど、宮城県を参考に出納局の方に発注権限を与えたんですよ。そういうことで出納の方でしっかりやっただという意味でやったんですが、今のところ1件だから、間違いということはあるのかもしれませんが、ないのかなという気もしますが、ただ1件の例ではありますけれど、非常に残念な気がしますので、なぜ上の方がチェックできなかったのか、その辺をもう少し説明してください。

**【入札監理課長】**

上席者がダブルチェックをしなかったということで、担当者に任せっきりにしていただけというのが実態です。あと、前の案件につきましては、指名停止ということで公表されている案件でございますので業者名を出しておりますが、この案件につきましては、それと違いまして公表しておりませんので、ここには出しておりません。

**【安齋委員】**

今の課長の説明に絡むんですけど、この案件については、担当者が誤認して、上席者がチェックしなかったということですが、ほかの案件では同じことはなかったということですか。例えば、ほかの案件では上席者はチェックしてなかったけれど、たまたま担当者が間違いなく発注したので結果オーライだったということですか。チェック機関としては大きな問題だと思うんですけど。

**【美馬委員長】**

システムとして、きちんとチェックするシステムが遵守されているのかということです。

**【入札監理課長】**

県南の出納室に限って言えば、上席者は担当者が確認したかどうかのチェックはしていたということですか。

**【美馬委員長】**

ということは、チェック体制はできているということですか。

**【入札監理課長】**

担当者がチェックしたかどうかを確認していたということで、上席者がこの業者が県南管内かどうかをチェックしていたわけではないということですか。

**【安齋委員】**

それでは内部統制になんないでしょ。何のための上席者なの。そんな課長いらないでしょ。それおかしいよね。

**【羽田委員】**

それと関連するんですけど、それでは、今後このミスをなくすために、どういう対策をしたのかというのが、私は全く欠落していると思うんですよ。今後、同じようなことがあった時もまた上司と部下の関係だけで処理されるおそれがあるので、もう少しどういふ対策をするのか、あるいはしたのか、これがないんでは、今後も心配だなと思います。

**【杉山委員】**

出納室で記者発表をした時に出した資料の「今後の対策」の中で、「チェックリストを見直す」ということなんですが、チェックリストにどんな問題があったのかどうか。もう見直したはずなので。チェック機能の説明は具体的にないんですけども、今出てきた最終責任者はどうなっているのか。チェックリストの中にはそういう項目はないのかどうか。非常に何かルーズな管理体制というか、チェック体制だと思うんですけど。

**【美馬委員長】**

今2つの問題があると思います。

1つは、チェック体制が本当にチェックの効く体制になっているのかどうか。

もう1つは、今後どう対処しようとしているのか。

この2点について、お聞かせいただきたいと思います。

**【入札監理課長】**

今委員から御指摘ありましたとおり、今後の防止につきましては、上席者も自らチェックするというので、ダブルチェックをするように改めたと報告を受けております。

**【安齋委員】**

今までやってなかったということですか。

**【入札監理課長】**

安齋委員の御指摘のとおり、上席者が自ら地域要件に該当するのかどうかはやっていなかったということでございます。

**【松野委員】**

もうこれは終わってしまったというケースですから、今さらという、県御当局としては、本音の部分ではそういうところもあるんだと思いますが、やはり、一般の県民から言わせていただければ、我々委員に示されているとおり、入札制度というのは、そもそも、1円違って落札できたり、できなかつたりという、そういう厳しい世界で業者の方々に対応していただいているんですよ。それが入札制度の根本的な世界だと思うんですが、ですから我々も本気になって議論させていただいているところなんですけれど、そうであるにもかかわらず、県御当局の単純ミスでこうしてしまいましたということ報告いただいたんですが、当該業者を落札者として決定したと書いてありますけれど、その契約を有効としたということは、入札制度そのものを否定することになってしまうんじゃないんですか。入札制度という厳しいルールの違反を県御当局が犯してしまった。大げさになってしまうかもわかりませんが、それほど重要な問題だと思います。業者の方々は一円二円で戦っているわけですから、そこを単純ミスでございましたということで、ルール違反を県自ら犯してしまうというのは、これはいかなものかだと思います。なぜ、これを有効にしたのか。どういう事情があつて、入札を再度やり直すことができなかったのか。その辺を御説明いただきたいと思います。

**【入札監理課長】**

入札をやったのが11月11日、契約をしたのが11月14日ということで、これがわかったのが12月15日なんです。当時工事の進捗状況は25%、4分の1は進んでいるということでございました。それで、契約につきましては、双方の合意で成立しているということで、県側に手続上のミスがあつて、県側で、管外の業者を県南建設事務所管内と思いこんで、錯誤したわけでございますので、県側に重大な過失があつたというわけで、重大な過失があつた時は、県側から無効を主張することができないということから、有効としたわけでございます。あと、松野委員御指摘のとおり、入札の公正性がこのようなミスで損なわれてしまうのはそのとおりだと思います。今後、県といたしては、やはり、適正な、ミスのない、公正な入札な執行に努めていくよ



う会議等を通じて、今後も常に周知を図って、ミスのないよう徹底してまいりたいと考えております。

【安齋委員】

今日は出納局来てないの。

【入札監理課長】

来ていません。

【安齋委員】

出納局自ら説明できないの。

【入札監理課長】

これは振興局の出納室の案件ですので、組織的には総務部になっております。

【美馬委員長】

チェック体制に基本的なミスがあったということで、今後の対応としては、二重チェックができる体制にするという形で対応したいということです。羽田さん、そういうことのようにございます。これについては、いろいろ不満はあるかと思えます。

【安齋委員】

資料7とこの前の資料6は、それぞれ1件なんですけれど、原因は大きな問題ですよ。

このほかの例は、担当者に任せきりで上位者はチェックしなかったけれど、たまたま結果オーライだったかもしれないね。そんな気がするね。そういう意味では、内部統制上非常に大きな問題をはらんでますよ。たった1件の例ですけど。それを肝に銘じてください。

【杉山委員】

こういった問題が起きた時の県庁内のペナルティーはないんですか。

【入札監理課長】

この出納室の件につきましては、振興局長から関係する職員に対しまして厳重注意を行っております。

【北川委員】

工事が進んでいたことと、県側のミスでということだったんですけれども、最終的には誰が続行を決めたんでしょうか。県知事なんんでしょうか。

【美馬委員長】

有効かどうかを決めたかという意味ですね。契約の有効性を最終的に判断したのは誰ですかということです。

【入札監理課長】

総務部長までの判断で決めております。

先ほど工事続行ということを行ったんですが、一番大きな理由は、民法上の錯誤の規定でございます。

【美馬委員長】

判断したのは総務の方でやったということです。

北川さん、そういうことのようにです。

【北川委員】

非常に類似した例が北海道の方であって、議会で非常に問題になりましたよね。

【杉山委員】

先ほども申し上げたんですが、チェックリストがあるようなんです。チェックリストはちゃんと見直したんですか。チェックリストを見直すということなんですけれど。ほかの部署でもあるんですか。統一されたチェックリストじゃないんですか。

【美馬委員長】

これは県全体の問題ですよということですよ。

【入札監理課長】

このチェックリストについては、あくまでも県南の出納室において作成したチェックリストでございます。

【美馬委員長】

ただし、こういう問題がほかの管内でも起こるとすれば、県としてのチェックのシステムが、

きちんとできてないのではないですかということですが、県南については不十分なのはわかったんですが、県全体では二重チェックができる体制になっているんですか。もし、なってなかったら、ほかのところで同じようなことが起こる可能性がありますよ。

【入札監理課長】

出納室につきましては、出納室長がおりまして、その下には副室長もおりますので、その上席者が、この地域要件の確認だけではなくて、事務全般について、上席者がチェックすべきものとなっておりますので、上席者がチェックしているものと認識しております。

【美馬委員長】

システムの二重チェックになっているということですね。

【安齋委員】

質問と回答が噛み合わないような気がするんですけど、杉山委員が言っているのは、まず一つ、チェックリストを作ってますかということで、もしあるならば、今回の事例を踏まえてチェックリストに変更を加えましたかということと単純に聞いているんじゃないですか。回答そのものを聞くと、チェックリストそのものがないように聞こえるんですけど。その辺説明願います。

【入札監理課長】

チェックリストにつきましては、あくまでも県南出納室内のものでございます。

【安齋委員】

だから、それがおかしいって言っているんですよ。標準的なチェックリストを作るべきだと杉山委員は言っているんですよ。私もそう思います。もし、ないのであれば大至急作るべきです。というのは、18年の秋に制度設計した時に、旧制度の時は、土木とか農林の方が発注機関でしたよね。それを我々が談合事件を踏まえて、権限を引きはがしたんですよ。はがして、宮城県の例を参考に発注局の方に発注の権限をやるということと、本庁は発注局でやるけれども、地方のほうはどうするかということで、それは振興局にある出納室の方で良いんじゃないかということで、権限を分離したんですよ。その時に、慣れていないんじゃないかというのが、確か指摘としてあったんですけど、それならそれでチェックリストを作れば済むことなので、私はチェックリストで十分カバーしていると思こんでいたんですけどね。私の誤認だったかもしれないんですけど。そういうことで、もしチェックリストがないのであれば、大至急チェックリストを作るべきでしょ。杉山委員、そうですね。

【杉山委員】

そうです。

【美馬委員長】

私もそういう認識をしていたんですが、要するに制御ができていると、二重チェックの制御ができているということは、チェックが済んだかどうか、ちゃんと確認できるシステムができているということですよ。それで、それを文書上そうなりますだけではなくて、やはり制度があったらそれを実行できるシステムになってなければ、システムとしては完成してないと思います。文書を作っただけでは不十分で、それをちゃんと実行できるシステムになってないと不十分という気がいたします。そういう意味で単なる文書だけだったら不十分なので、是非それを実行する、それが保証されるシステムにやはりしていく必要があるんじゃないかと思います。

杉山さん、よろしゅうございますか。

【杉山委員】

はい。

【美馬委員長】

是非、今後こういうことが起こらないよう十分なチェックをしていただきたいと思います。

その他の報告事項は以上でございますね。

それでは、3番目の各委員の意見交換ということでございますが、委員の方から意見交換したい事項がありましたら、お出しいただきたいと思ます。

【安齋委員】

今日の資料の中で、地域要件については資料が不十分ですので、至急細かなデータをそろえてください。その上で最終的な審議をして結論を出したいと思ます。

それから、前にも言いましたけれど、総合評価の方、この前の問題点も踏まえて、その辺デー

タをそろえて、その上で説明を聞いて、最終的な判断は議会の意向もあるでしょうから、3月に我々の最終結論を出したいと思います。

**【美馬委員長】**

2つの資料についてきちんと整理してほしいという要望であります。

ほかにございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

私の方から、前回審議しましたアクアマリン子ども体験館の増築工事についての意見表明ですけど、皆さんの御協力によりまして、お手元に配付しましたように意見をまとめまして、それを県の方に具申するという形になりました。御協力いただきましてありがとうございます。

**【安齋委員】**

私の方から附帯して申し上げます。前回の委員会で私皆さんの意見を聞かないまま発言したので、皆さん不思議がったかもしれませんが、「県の方で当時プロポーザル方式か何かを検討したんですか。」ということで、「検討しました。」と。「それならば、資料があるはずですよ。それを見せてください。」と言った時に、最初は「資料はあるけれどお見せできない。」ということで、私は怒って、「じゃあ、委員長と私だけでも見せてください。」という発言をしたんですが、それは皆さんを無視したわけではなくて、資料を提出させようとして言ったことですので。最終的には委員長の判断で出てきた資料を皆さんにFAXで送ったということです。そういうことで御了解願います。

もう1つ、あれを見ると十分な検討をしていなかったようですね。私の感想です。

**【杉山委員】**

同感です。技術的に非常に劣っている資料ですね。

**【美馬委員長】**

ほかにも事務局から何かございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

毎度のことでございますが、次回の委員会の日程の確認でございます。事前に御案内させていただいたように、次回の委員会につきましては、2月10日火曜日の午後1時30分から開催をする予定でございまして、場所は、今日とは変わりがまして、県庁の本庁舎2階の第一特別委員会室というところでの開催となります。議題につきましては、今回出てきておりませんでした指名競争入札についての試行状況の分析など、あと、先ほど安齋委員から御指摘ありました地域要件の追加の資料等について、御審議をお願いしたいと思っております。できるだけ多くの委員の皆様が御出席できますよう日程を調整させていただきましたので、御了承いただければと思います。

また、次回以降の委員会、又は緊急に委員会あるいは部会を開催する必要がある場合にために、お手元に3月分の日程の確認表を配付させていただきましたので、御手数でございますけれども、1月26日の月曜日くらいまでには、事務局の方にお届けいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【美馬委員長】**

委員の皆さん、次回の委員会には、是非御参加くださいますようお願いいたします。

本日の議事につきましては、予定どおり終了いたしました。

皆さん、御協力ありがとうございました。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

以上をもちまして、第16回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。